

用語の説明

用語の説明

1 調査の概要

(1) 医療施設調査

ア 調査の目的

病院及び診療所(以下「医療施設」という。)について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

イ 調査の対象

- ・静態調査 調査時点で開設している全ての医療施設
- ・動態調査 医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分した医療施設

ウ 調査の時期

- ・静態調査 3年ごとの10月1日
- ・動態調査 毎月(10月1日から1年間(開設・変更等のあった都度))

(2) 病院報告

ア 調査の目的

本調査は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査事項

在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等

ウ 調査の時期

毎月(1月から1年間)

(3) 医師・歯科医師・薬剤師調査

ア 調査の目的

本調査は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く。)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査の時期

2年ごとの12月31日現在

(4) 衛生行政報告例

ア 調査の目的

本調査は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 報告の種類、事項

年度報、隔年報(就業医療関係者)

精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定疾患(難病)関係、狂犬病予防関係

(5) 地域保健・健康増進事業報告の調査結果について

ア 調査の目的

本調査は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

イ 備考

平成11年度より地域保健事業報告と老人保健事業報告が統合され、地域保健・老人保健事業として実施された。平成20年度より老人保健法の改正に伴い、地域保健・健康増進事業報告として名称変更された。

ウ 調査結果

調査結果については、以下の「厚生労働省」ホームページ、または「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」から閲覧できる。

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>

2 ホームページによる統計資料閲覧

(1) 厚生統計の調査結果が閲覧可能なホームページ

政府統計の総合窓口 (e-Stat) <http://www.e-stat.go.jp/>

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>

(2) 沖縄県衛生統計年報が閲覧可能なホームページ

沖縄県保健医療介護部保健医療総務課 <https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hokeniryo/toukei/vs/vs.html>

3 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適當な場合	…
統計項目があり得ない場合	•
比率等が微少(0.05未満)の場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

4 用語の説明

(1) 医療施設の種類

病 院	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するもの
一 般 診 療 所	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの
歯 科 診 療 所	歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

(2) 病院の種類

精 神 科 病 院	精神病床のみを有する病院
一 般 病 院	精神科病院以外の病院(平成10年までは伝染病院、平成24年までは結核療養所も除く。)

(3) 地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院(「医療法」(昭和23年法律第205号)第4条)

(4) 医育機関

「学校教育法」(昭和22年法律第26号)において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含む。

(5) 病床の種類

精 神 病 床	精神疾患を有する者を入院させるための病床
感 染 症 病 床	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症(結核を除く)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床
結 核 病 床	結核の患者を入院させるための病床
療 養 病 床	病院の病床(精神病床、感染症病床、結核病床を除く)又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
一 般 病 床	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床
介 護 療 養 病 床	療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規程によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床

(6) 開設者の分類

大分類	小分類
国	厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、その他(国の機関)
公的医療機関	都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
社会保険関係団体	健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合
医療法人	医療法人
個人	個人
その他	公益法人、私立学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他法人

(7) 在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者をいう。

(8) 新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(9) 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(10) 1日平均在院患者数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}}$$

※年間日数365日(閏年は366日)

(11) 1日平均外来患者数

$$\frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数※}}$$

令和4年は365日
令和3年は365日

(12) 病床利用率

$$\frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月～12月の合計}} \times 100$$

(13) 月末病床利用率

$$\frac{\text{月末在院患者数}}{\text{月末病床数}} \times 100$$

(14) 平均在院日数

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

療養病床等については、次式による

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left(\begin{array}{l} \text{年間} \\ \text{新入院} \\ \text{患者数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{同一医療機関内の} \\ \text{他の種別の病床から} \\ \text{移された患者数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{年間} \\ \text{退院} \\ \text{患者数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{同一医療機関内の} \\ \text{他の種別の病床へ} \\ \text{移された患者数} \end{array} \right)}$$

(15) 従事者数

10月1日24時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

(16) 常勤換算

従事者について、その職務に従事した1週間の勤務時間(残業は除く)を、当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数。

$$\frac{\text{従事者の1週間の勤務時間(残業は除く)}}{\text{医療施設で定めている常勤者の1週間の勤務時間}}$$

5 利用上の注意

本年報に収録した各統計の出典は、厚生労働省の「医療施設調査」「病院報告」「医師・歯科医師・薬剤師調査」「衛生行政報告例」であり、これらの情報を本県で分類・集計・加工したものである。

(1) 数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(2) 人口10万対等比率算出のために用いた人口は、以下のとおりである。

なお、人口推計については、総務省、沖縄県がそれぞれに推計しているため、一致しないことがある。

	医療施設調査、病院報告	医師・歯科医師・薬剤師調査
都道府県単位	「人口推計(令和4年10月1日現在)」の総人口(出典:総務省統計局)	「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果(参考表)(令和2年10月1日現在)」の総人口(出典:総務省統計局)
市町村・保健所単位	「沖縄県推計人口(令和4年10月1日現在)」の総人口(出典:沖縄県統計課)	「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果(参考表)(令和2年10月1日現在)」の総人口(出典:総務省統計局)

(3) 平成25年4月1日に那覇市が中核市に移行したことに伴い、那覇市保健所が開設され、中央保健所が廃止された。保健所の管轄区域も変更されたため、那覇市保健所、南部保健所、中央保健所の年次推移の単純比較が難しい場合がある。

二次保健医療圏	保健所	保健所管轄市町村	
		平成24年3月31日まで	平成25年4月1日から
北部保健医療圏 (1市1町7村)	北部保健所	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	
中部保健医療圏 (3市3町5村)	中部保健所	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	
南部保健医療圏 (5市5町6村)	中央保健所 ※	那覇市、浦添市、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町	(廃止)
	那覇市保健所 ※	—	那覇市
	南部保健所 ※	糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古保健医療圏 (1市1村)	宮古保健所	宮古島市、多良間村	
八重山保健医療圏 (1市2町)	八重山保健所	石垣市、竹富町、与那国町	

6 比率の算定に用いた人口

(1) 令和4年度

「人口推計(令和4年10月1日現在)」の総人口

(出典:総務省統計局)

(単位:千人)

都道府県	総人口		
	男女計	男	女
全 国	124,947	60,758	64,189
1 北海道	5,140	2,427	2,714
2 青森県	1,204	568	636
3 岩手県	1,181	570	611
4 宮城県	2,280	1,112	1,168
5 秋田県	930	439	491
6 山形県	1,041	505	536
7 福島県	1,790	884	906
8 茨城県	2,840	1,418	1,422
9 栃木県	1,909	952	956
10 群馬県	1,913	947	966
11 埼玉県	7,337	3,643	3,694
12 千葉県	6,266	3,104	3,162
13 東京都	14,038	6,889	7,149
14 神奈川県	9,232	4,579	4,653
15 新潟県	2,153	1,046	1,107
16 富山県	1,017	495	522
17 石川県	1,118	543	575
18 福井県	753	368	385
19 山梨県	802	394	408
20 長野県	2,020	988	1,032
21 岐阜県	1,946	945	1,001
22 静岡県	3,582	1,766	1,816
23 愛知県	7,495	3,734	3,761
24 三重県	1,742	851	891
25 滋賀県	1,409	695	714
26 京都府	2,550	1,217	1,333
27 大阪府	8,782	4,202	4,580
28 兵庫県	5,402	2,567	2,835
29 奈良県	1,306	614	691
30 和歌山県	903	426	477
31 鳥取県	544	260	284
32 島根県	658	318	340
33 岡山県	1,862	896	966
34 広島県	2,760	1,338	1,422
35 山口県	1,313	624	689
36 徳島県	704	336	368
37 香川県	934	451	483
38 愛媛県	1,306	620	686
39 高知県	676	320	356
40 福岡県	5,116	2,423	2,693
41 佐賀県	801	380	421
42 長崎県	1,283	604	679
43 熊本県	1,718	814	904
44 大分県	1,107	526	581
45 宮崎県	1,052	497	555
46 鹿児島県	1,563	738	825
47 沖縄県	1,468	723	746

「沖縄県推計人口(令和4年10月1日現在)」の総人口

(出典:沖縄県統計課)

(単位:人)

沖縄県 (保健所別)	総人口		
	男女計	男	女
沖 縄 県	1,468,634	722,785	745,849
北部医療圏/北部保健所	100,991	50,794	50,197
中部医療圏/中部保健所	520,517	255,642	264,875
南部医療圏	739,905	362,390	377,515
那覇市保健所	314,009	152,389	161,620
南部保健所	425,896	210,001	215,895
宮古医療圏/宮古保健所	53,967	27,111	26,856
八重山医療圏/八重山保健	53,254	26,848	26,406
1 名 護 市	64,166	31,888	32,278
2 国 頭 村	4,409	2,268	2,141
3 大 宜 味 村	3,073	1,631	1,442
4 東 村	1,616	888	728
5 今 帰 仁 村	8,943	4,500	4,443
6 本 部 町	12,368	6,256	6,112
7 伊 江 村	4,018	2,051	1,967
8 伊 平 屋 村	1,122	613	509
9 伊 是 名 村	1,276	699	577
10 宜 野 湾 市	100,177	48,868	51,309
11 沖 縄 市	142,408	69,206	73,202
12 う る ま 市	126,152	63,271	62,881
13 恩 納 村	11,213	5,694	5,519
14 宜 野 座 村	5,935	2,979	2,956
15 金 武 町	10,788	5,362	5,426
16 読 谷 村	41,524	20,328	21,196
17 嘉 手 納 町	13,292	6,433	6,859
18 北 谷 町	28,322	13,487	14,835
19 北 中 城 村	18,143	8,764	9,379
20 中 城 村	22,563	11,250	11,313
21 那 覇 市	314,009	152,389	161,620
22 浦 添 市	115,897	55,916	59,981
23 糸 満 市	61,438	30,918	30,520
24 豊 見 城 市	64,998	31,493	33,505
25 南 城 市	44,994	22,620	22,374
26 西 原 町	35,280	17,766	17,514
27 与 那 原 町	19,644	9,532	10,112
28 南 風 原 町	40,675	19,929	20,746
29 渡 嘉 敷 村	691	379	312
30 座 間 味 村	884	478	406
31 栗 国 村	656	378	278
32 渡 名 喜 村	324	194	130
33 南 大 東 村	1,243	732	511
34 北 大 東 村	569	357	212
35 久 米 島 町	6,917	3,689	3,228
36 八 重 瀬 町	31,686	15,620	16,066
37 宮 古 島 市	52,903	26,532	26,371
38 多 良 間 村	1,064	579	485
39 石 垣 市	47,618	23,897	23,721
40 竹 富 町	3,947	2,019	1,928
41 与 那 国 町	1,689	932	757

(1) 令和3年度

「人口推計(令和3年10月1日現在)」の総人口

(出典:総務省統計局)

(単位:千人)

都道府県	総人口		
	男女計	男	女
全 国	125,502	61,019	64,483
1 北海道	5,183	2,446	2,737
2 青森県	1,221	575	646
3 岩手県	1,196	577	620
4 宮城県	2,290	1,117	1,174
5 秋田県	945	446	499
6 山形県	1,055	511	544
7 福島県	1,812	894	918
8 茨城県	2,852	1,423	1,428
9 栃木県	1,921	958	963
10 群馬県	1,927	953	974
11 埼玉県	7,340	3,646	3,694
12 千葉県	6,275	3,111	3,164
13 東京都	14,010	6,875	7,135
14 神奈川県	9,236	4,584	4,652
15 新潟県	2,177	1,057	1,120
16 富山県	1,025	498	527
17 石川県	1,125	546	579
18 福井県	760	371	389
19 山梨県	805	395	410
20 長野県	2,033	994	1,040
21 岐阜県	1,961	952	1,009
22 静岡県	3,608	1,778	1,829
23 愛知県	7,517	3,746	3,771
24 三重県	1,756	857	898
25 滋賀県	1,411	696	715
26 京都府	2,561	1,223	1,339
27 大阪府	8,806	4,216	4,590
28 兵庫県	5,432	2,582	2,850
29 奈良県	1,315	619	696
30 和歌山県	914	431	483
31 鳥取県	549	262	286
32 島根県	665	322	343
33 岡山県	1,876	902	974
34 広島県	2,780	1,347	1,432
35 山口県	1,328	630	697
36 徳島県	712	340	372
37 香川県	942	455	487
38 愛媛県	1,321	627	694
39 高知県	684	323	361
40 福岡県	5,124	2,425	2,698
41 佐賀県	806	382	424
42 長崎県	1,297	610	687
43 熊本県	1,728	818	910
44 大分県	1,114	529	585
45 宮崎県	1,061	501	560
46 鹿児島県	1,576	743	833
47 沖縄県	1,468	723	745

「沖縄県推計人口(令和3年10月1日現在)」の総人口

(出典:沖縄県統計課)

(単位:人)

沖縄県 (保健所別)	総人口		
	男女計	男	女
沖 縄 県	1,459,886	718,120	741,766
北部医療圏/北部保健所	101,226	50,881	50,345
中部医療圏/中部保健所	512,212	251,389	260,823
南部医療圏	738,833	361,659	377,174
那覇市保健所	314,387	152,094	162,293
南部保健所	424,446	209,565	214,881
宮古医療圏/宮古保健所	53,433	26,713	26,720
八重山医療圏/八重山保健	54,182	27,478	26,704
1 名 護 市	63,386	31,423	31,963
2 国 頭 村	4,508	2,304	2,204
3 大 宜 味 村	2,932	1,540	1,392
4 東 村	1,564	853	711
5 今 帰 仁 村	9,294	4,733	4,561
6 本 部 町	13,050	6,639	6,411
7 伊 江 村	4,016	2,045	1,971
8 伊 平 屋 村	1,160	628	532
9 伊 是 名 村	1,316	716	600
10 宜 野 湾 市	98,952	48,122	50,830
11 沖 縄 市	142,071	69,170	72,901
12 う る ま 市	122,585	61,411	61,174
13 恩 納 村	10,873	5,499	5,374
14 宜 野 座 村	5,911	2,936	2,975
15 金 武 町	11,248	5,652	5,596
16 読 谷 村	39,896	19,554	20,342
17 嘉 手 納 町	13,224	6,381	6,843
18 北 谷 町	28,329	13,533	14,796
19 北 中 城 村	17,081	8,204	8,877
20 中 城 村	22,042	10,927	11,115
21 那 覇 市	314,387	152,094	162,293
22 浦 添 市	116,016	56,178	59,838
23 糸 満 市	60,733	30,565	30,168
24 豊 見 城 市	64,873	31,503	33,370
25 南 城 市	44,820	22,663	22,157
26 西 原 町	34,916	17,515	17,401
27 与 那 原 町	19,616	9,483	10,133
28 南 風 原 町	40,583	19,856	20,727
29 渡 嘉 敷 村	740	415	325
30 座 間 味 村	908	500	408
31 栗 国 村	700	400	300
32 渡 名 喜 村	380	257	123
33 南 大 東 村	1,293	765	528
34 北 大 東 村	593	373	220
35 久 米 島 町	7,121	3,768	3,353
36 八 重 瀬 町	31,154	15,324	15,830
37 宮 古 島 市	52,339	26,112	26,227
38 多 良 間 村	1,094	601	493
39 石 垣 市	48,083	24,086	23,997
40 竹 富 町	4,078	2,116	1,962
41 与 那 国 町	2,021	1,276	745